

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例（令和2年水戸市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(配置の基準の適用除外)

第3条 条例第3条の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工場、事業所、学校等がその従業員等の福利厚生施設として普通公衆浴場を設置するとき。
- (2) 災害により普通公衆浴場が滅失したため、その場所に当該普通公衆浴場の営業者が施設を復旧するとき。
- (3) 既設の普通公衆浴場を譲り受け、その他既設の普通公衆浴場を使用する権原を取得して、普通公衆浴場を設置するとき。
- (4) 常時浴用に供し得る温泉を利用する普通公衆浴場を設置するとき。
- (5) 土地の状況、人口密度その他の理由により市長が必要と認めたとき。

(営業の許可の申請)

第4条 省令第1条の申請書は、公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、当該営業施設の構造設備に変更がないときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 公衆浴場の周囲300メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (2) 営業施設の構造設備を明らかにした図面
- (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

(令2規則187・一部改正)

(許可証の交付)

第5条 市長は、法第2条第1項の許可をしたときは、当該申請をした者に公衆浴場営業許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第6条 営業者は、許可証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、公衆浴場営業許可証再交付申請

書（様式第3号）によりその再交付を申請することができる。

- 2 許可証を破損し、又は汚損した営業者が前項の規定による申請をする場合には、当該許可証を添付しなければならない。
- 3 許可証の紛失により許可証の再交付を受けた営業者は、当該紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（令2規則187・一部改正）

（地位の承継の届出）

第7条 省令第2条第1項の届書は、公衆浴場営業者地位承継届（相続）（様式第4号）とする。

- 2 省令第3条第1項及び第3条の2第1項の届書は、公衆浴場営業者地位承継届（合併・分割）（様式第5号）とする。

（変更等の届出）

第8条 省令第4条の規定による届出は、第4条の申請書又は前条各項の届書に記載した事項の変更にあつては公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届（様式第6号）により、営業の停止又は廃止にあつては公衆浴場営業停止（廃止）届（様式第7号）により行うものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月14日規則第187号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。